

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成27年  
3月

**安全衛生管理計画を作成しましょう。心と体の健康なくして安全なし！**

## 1. 「年間安全衛生管理計画」を策定しましょう！

今年度の活動状況をチェックし、次年度の計画を策定しましょう。①基本方針、②年間目標、③重点施策、④実施事項と目標、⑤担当、⑥実施スケジュール等を検討しましょう。

安全活動に比べ、健康管理・メンタルヘルス対策に遅れがありますので、★健康保持増進対策、★メンタルヘルス対策、★過重労働による健康障害防止対策について活動計画をしっかりと立てましょう。

(※安衛法改正により、平成27年12月からメンタルチェックの実施が義務付け(※労働者50人以上必須、労働者50人未満は努力義務)となりますので、メンタルヘルス対策を講ずる必要があります。)

## 2. 健康診断実施後の「事後措置」を適切に行ないましょう！

健康診断の結果、有所見者について「医師の意見聴取」未実施のケースが目立ちます。「健康診断を実施」→「有所見者について医師の意見聴取」→「医師の意見に基づく措置の実施」という流れで、健康診断実施後の「事後措置」が法令で義務付けられていますので、労働者の健康管理を適切に行ないましょう。

釜石・遠野地域産業保健センターを有効に活用しましょう。☛ <http://www4.ocn.ne.jp/~sanho/>  
(釜石市中妻町3-6-10 釜石医師会館内 TEL 0193-23-9966 FAX 0193-21-1215)

## 3. 安全・衛生委員会、安全管理者・衛生管理者・衛生推進者の活動は十分ですか！

労働者50人以上の企業では、安全衛生委員会の設置・運営、安全管理者・衛生管理者・産業医の選任・届出が必要となり、それぞれ法令の職務の実施が義務付けられています。委員会の構成委員、審議事項も具体的に定められていますが、審議事項について何も取り組んでいないケースもありますので、今一度必要事項の確認と活動状況のチェックをお願いします。

また、50人未満の企業は安全推進者・衛生推進者等の選任が義務付けられていますので、役割を認識し、企業の安全衛生活動、健康管理等を確実に進めてください。

さらに、メンタルヘルス対策においては「メンタルヘルス推進担当者」を選任し、「心の健康づくり計画」の策定、健康教育、「3つの予防」「4つのケア」など積極的に取り組みましょう。

## 4. 潜水作業に関する高気圧作業安全衛生規則が改正7月から施行！

潜水業務などでの新たな減圧方法に対応するため「高気圧作業安全衛生規則」(以下「高圧則」)を改正し、平成27年4月1日から施行されます。

詳しくはこちら ☛ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071152.html>

## 5. 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成27年2月25日現在]

休業4日以上労働災害 87件 うち 復興工事に係る災害 12件 死亡災害 3件

[平成27年分 平成27年2月25日現在]

休業4日以上労働災害 9件 うち 復興工事に係る災害 2件 死亡災害 1件

### ＜災害事例＞

- ・足場上を歩行中、足場板と建地の間に足が挟まり、バランスを崩して高さ約1.8mの箇所から墜落した。

### ＜災害防止のためのワンポイントアドバイス＞

- ・高さが2m未満の場合であっても、墜落防止設備(手すり+中さん+幅木)を設けること。
- ・床材間のすき間は、3cm以下とすること。(平成21年4月24日付け基安発第0424003号通達に基づく「より安全な措置」を積極的に採用すること。)
- ・1メートルは一命取る！(平成26年7月1.7mの箇所から墜落し死亡する事例有)